

平成 29 年 8 月 10 日

お客様 各位

一般財団法人 日本食品検査

輸出に係る衛生証明書発行手数料等の改定について

謹啓

皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、当法人をご愛顧頂きましてまことに有難うございます。

さて、当法人は、水産庁、農林水産省及び厚生労働省から承認を受け、ロシア、ウクライナ、ナイジェリア、ブラジル及び豪州向け水産食品の輸出に係る衛生証明書を発行しております。

この度、下記の理由により、輸出に係る衛生証明書発行手数料、検査手数料及び施設登録手数料の変更を申請しておりましたところ、8月7日に接受されましたので、下記の通り手数料の改定をお知らせいたします。

ご理解を賜りますとともに引き続き御利用をお願い申し上げます。

謹白

記

1. 改定内容（金額は税別）

項目	現 行	改 定
衛生証明書発行手数料	4,700 円	7,100 円
検査手数料	23,000 円	22,000 円
施設登録手数料	3,000 円	10,000 円

2. 価格改定の実施時期

平成 29 年 10 月 1 日申請分より

3. 改定理由

1) 衛生証明書発行手数料

従来、衛生証明書発行には、衛生証明書発行機関による検査がともなっていました。衛生証明書の発行と検査の同時依頼であったため、受付・報告に費やす時間については、衛生証明書発行手数料に含めず、衛生証明書の発行手数料には、発行に費やす時間のみで算出していました。平成 25 年以降、検査頻度が減少したため、衛生証明書発行手数料に受付・報告の時間に係る経費を計上させていただくこととしました。

2) 検査手数料

検査手数料につきましては、受付・報告に係る時間の経費を衛生証明書発行手数料に含めましたので、重複していた時間を差し引いた時間で人件費を再計算した金額に改正いたしました。

3) 施設登録手数料

施設登録手数料につきましては、従来登録事務に費やす時間のみで手数料を算出していましたが、依頼者からの問合せ、電話・メール等でのやり取り、要領が変更された時の事務手続き、輸出相手国や官公庁への報告等に費やす事務時間で人件費を再計算した金額で改正しました。

お問い合わせ先： 一般財団法人 日本食品検査
東京都大田区平和島 4-1-23 JS プログレビル 3 階
衛生検査部門 TEL : 03-6436-8762